

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の長 様

埼玉県保健医療部長 関本 建二
(公 印 省 略)

令和 2 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業について (通知)

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症への対応として感染拡大防止や医療提供体制の整備を推進するため、「埼玉県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業」の「実施要綱」並びに「補助金交付要綱」を別添のとおり策定しております。

つきましては、別紙「留意事項等について」を参照いただき、新たに当該補助金の交付を希望される医療機関につきましては、下記事項を参照いただき、交付申請書等を提出してください。

また、既に交付決定通知書の交付を受けている医療機関のうち、事業計画や交付額の変更 (追加) を希望する場合については、変更交付申請書を提出してください。

記

- 1 提出期限 令和 3 年 1 月 1 2 日 (火) 必着 (郵送で提出してください)
また、電子メールでも提出をお願いします。

2 提出書類

(1) 新規に申請を行う場合

- ① 埼玉県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業補助金交付申請書 (様式第 1 号)
- ② 事業計画書 (別紙 1)、所要額調書 (様式 2-1)、所要額明細書 (様式 2-2、-3)
- ③ 当該事業に係る歳入歳出予算抄本 (任意様式)
- ④ その他参考資料 (カタログ・見積書 等)、申請書チェックシート

(2) すでに送付された交付決定通知書の内容を変更して申請する場合

- ① 埼玉県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業補助金変更交付申請書 (様式第 1-2 号)
- ② 事業計画書 (別紙 1)、所要額調書 (様式 2-1)、所要額明細書 (様式 2-2、-3)
- ③ 理由書 (任意様式)
- ④ 当該事業に係る歳入歳出予算抄本 (任意様式)
- ⑤ その他参考資料 (カタログ・見積書 等)、申請書チェックシート

担 当 : 埼玉県保健医療部感染症対策課 (企画・宿泊療養担当)

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電 話 : 048-826-5603/FAX : 048-826-5626 (分室)

048-830-7502/FAX : 048-830-4808 (本室)

E-mail : a3510-30@pref.saitama.lg.jp

留意事項等について

1 補助対象機関

本補助事業については、原則として、感染症指定医療機関における感染症病床以外の入院病床又は感染症指定医療機関以外の医療機関における入院病床で、新型コロナウイルス感染症患者等を受入れていただく医療機関が補助対象となります。

2 事業の内容

- 新型コロナウイルス感染症患者等を受入れていただく医療機関に対し、補助金交付要綱に定められた設備を対象に補助金を交付するものです。
- 国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するため、通常の補助金申請とは異なり、内示・交付決定等を受ける前に事業を行うことが可能となっております。
(令和2年4月1日から遡及して適用となります。)

3 補助対象経費

- それぞれの設備に対して、基準額等が定められていますが、その額を超える部分については、自己負担となります。
また、予算の範囲内において事業を実施するため、必要最小限の数を申請していただくようお願いいたします。
人工呼吸器や体外式膜型人工肺を申請される場合は、中等症・重症患者等を受入れていただくこととなります。
- 各補助対象設備の設置工事費は対象経費となりますが、それ以外の工事費等の申請は認められませんので御注意ください。
- 各補助対象設備のリース代も補助対象となりますが、令和2年度に係る費用に限ります。
- 初度設備費
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者等を受入れる入院病床の新設・増設に必要とする主に医療用の備品・消耗品が対象です。
既存の病床を転換した場合も「病床を新設・増設」するのであれば対象です。
 - ・ 基準額（上限額）の積算の基は新設・増設した入院病床数ですので、外来だけで対応する場合は申請できません。
- 個人防護具
個人防護具については、本県で既に配布等を行っており、今後も必要に応じて配布を予定していることから、上限額を設定させていただいております。
- 人工呼吸器及び付帯する備品
人工呼吸器が申請されていないに関わらず、付帯する備品のみを申請することはできません。
- 体外式膜型人工心肺及び付帯する備品
体外式膜型人工心肺が申請されていないに関わらず、付帯する備品のみを申請することはできません。

○ 簡易病室及びその付帯する備品

- ・テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を行う簡易病室を購入またはリース等で整備した場合に補助対象となります。

なお、簡易病室が申請されていないにも関わらず、付帯する備品のみを申請することはできません。

- ・付帯する備品の種類が多い場合は、任意様式の別紙に品目や金額等を記入して御提出ください。

4 その他

○ 本補助金を活用するにあたり、新型コロナウイルス感染症患者等の受入れが困難となることがないように事前に十分検討していただきますようお願いいたします。

また、補助事業の目的を達成できない場合は、補助金の全部又は一部の返還を求められます。

○ 交付申請書の提出にあたっては、各医療機関での取組内容を把握するため、申請する機器の具体的な使用方法や説明メモ等の提出に御協力ください。

○ 別紙1の「2. 必要理由」については、設備整備に至った経緯や設備の使用目的を必ず記載してください。

○ 別紙1の「イ 添付資料」でカタログ、見積書及びその他参考となる資料を添付することになっています。

○ 貴医療機関が所在する市町村においても、同様の事業を行う場合があります。事前に調整をしていますが、重複して申請を行わないよう御協力をお願いいたします。

○ 申請書の作成にあたっては、「チェックリスト」の内容を確認いただくとともに、申請書に添えて御提出ください。

5 変更申請

○ 当初の事業計画から増額又は減額となる場合、別添の「補助金変更交付申請書（様式1-2）」に次の書類を添えて提出してください。

【事業計画書（別紙1）、所要額調書（様式2-1）、所要額明細書（様式2-2、-3）、理由書（任意様式）、歳入歳出予算抄本（任意様式）】

○ 変更交付申請書の提出の際には、変更内容が分かる理由書を提出してください。

○ カタログ・見積書等については変更部分に係るもののみを追加で御提出ください。

6 実績報告

○ 事業が完了した場合には、実績報告書（様式第3号）を事業完了後30日以内又は令和3年3月31日までのいずれか早い日までに御提出ください。

○ 実績報告書には、購入品目や支払金額が分かる領収書等を添付して御提出ください。